○北海道警察本部参事官会議運営要綱の制定について

令和５年３月２日

道本務第4446号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、別添のとおり「北海道警察本部参事官会議運営要綱」（以下「要綱」という。）を定め、令和５年３月24日から実施することとしたので、次の事項に留意の上、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察本部参事官会議運営要綱の制定について」（令２．３．３道本務第4382号）は、同日付けで廃止する。

記

１　趣旨

この要綱は、警察本部において開催する参事官会議の任務、性格等を明確にして、その効率的な運用を図ろうとするものである。

２　解釈及び運用上の留意事項

⑴　審議事項（要綱第３の事項関係）

会議に付議すべき審議事項の発議は、当該審議事項に関する事務を所掌する部課に存するものであり、関係する事案について各部課の積極的な発議、提案を期待しているものである。

⑵　会議（要綱第４の事項関係）

構成員に事故があるときの代理出席者については、その都度、あらかじめ警務部長に申し出て、指名を受けるものとする。この場合において、警務部長は、審議事項の内容等から判断し、代理出席者を指名するものとする。

別添

北海道警察本部参事官会議運営要綱

第１　趣旨

この要綱は、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第２号）第19条に規定する警察本部の参事官会議（以下「会議」という。）の構成、審議事項、会議の手続等について必要な事項を定めるものとする。

第２　構成

会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

⑴　警務部長

⑵　各部の首席参事官

⑶　サイバーセキュリティ対策本部参事官

⑷　警察学校副校長

⑸　その他警務部長が指名する者

第３　審議事項

会議においては、次に掲げる事項（以下「審議事項」という。）について審議する。

⑴　警察本部の各部にわたる重要事項で総合企画又は総合調整を必要とするもの

⑵　警察本部で立案する条例、規則、訓令又は通達文書（保存期間が長期のものに限る。）の案のうち重要なもの

⑶　各月の行事予定、月間取締計画等で調整を要するもの

⑷　警察運営に関する重要事項で警察本部長が特に命ずるもの

⑸　その他特に連絡調整等を必要とするもの

第４　会議

１　会議は、警務部長（警務部長に事故があるときは、警務部参事官兼警務課長）がこれを主宰する。

２　会議は、原則として毎週火曜日に開催する。ただし、警務部長が必要と認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

３　構成員に事故があるときは、あらかじめ警務部長の指名する者が代理出席するものとする。

４　警務部長は、審議のため必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見等を述べさせることができる。

第５　付議

１　構成員（警務部長を除く。）は、審議事項があるときは、原則として会議の前日までに資料を添えて警務部長に提案するものとする。ただし、資料を添えることができない特別な理由があるときは、この限りではない。

2　審議事項のうち、特に緊急を要する等の事由により会議で審議するいとまがないときは、あらかじめ警務部長の承認を受け、持ち回り又は警務部長の調整をもって審議に代えることができる。

第６　審議結果の措置

1　審議事項は、会議でその審議を経た後に（部長会議の審議を必要とするものについては、その審議を経た後に）関係する部長（警察学校長を含む。）又は課長（課長に相当する者を含む。）の合議を受けるものとする。

2　審議事項のうち、更に部長会議の審議を必要と認めるものについては、所管の部長を通じて、これを部長会議に付議するものとする。

3　警務部長は、部長会議において、必要に応じ、審議事項の会議における審議状況について報告するものとする。

第７　細目的事項の策定

その他会議の運営に関し必要な事項は、警務部長が定める。

第８　庶務

会議の庶務は、警察本部警務課において処理する。